

事務連絡
令和8年3月27日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)
金沢市福祉健康局障害福祉課長
(公 印 省 略)

介護給付費等及び障害児給付費算定に係る体制等に関する届出書について

平素より、本県の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等及び障害児給付費の算定にかかる届出が必要な加算については、毎月15日以前に届出があった場合には翌月から、16日以降の場合には翌々月から、算定を開始することとなっております。ただし、前年度実績に基づく基本報酬及び加算においては、下記提出日までに届出があれば、4月1日に遡って加算等を算定することとしております。

つきましては、前年度実績に基づき算定できる加算等の取扱いを下記のとおりいたしますのでお知らせいたします。

記

- 1 前年度実績に基づき算定できる加算等 **別紙1**のとおり
※前年度実績に基づく加算等については、変更の有無にかかわらず、毎年度届出が必要となります。
※計画相談支援、障害児相談支援については、届出の必要の有無も含め、指定権者である各市町担当課にご確認ください。
- 2 提出書類 **別紙2**のとおり
- 3 提出期限 **令和8年4月15日(水)※必着**
※提出期限以降にご提出いただいた場合、加算等の算定が翌々月からとなる場合がありますので、提出期限は厳守願います。
- 4 提出先
〈金沢市外の事業所〉
メールの場合：shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp
※メールの件名は「【事業所名(サービス名)】体制届」としてください。

郵送の場合：石川県障害保健福祉課(〒920-8580 金沢市鞍月1-1)

〈金沢市内の事業所〉

郵 送 : 金沢市障害福祉課 (〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1)

※メールでの提出はご遠慮ください

5 その他

- (1) 「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は毎年度提出が必要となりますので、該当事業所は令和8年4月末までに提出をお願いします (別紙3参照)。
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算については、別途ご案内します。加算を取得する場合は別途計画書の提出が必要です。
- (3) 就労継続支援 B 型は令和8年6月から基本報酬の見直しを予定しております見直しに関する必要な提出書類は厚労省から通知があり次第別途ご案内します。
- (4) 提出書類の様式は以下の URL に掲載しています。

〈石川県〉

(介護給付費等)

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/24_4houshuukaitei.html

(障害児給付費)

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/24_4houshuukaitei_jidou.html

〈金沢市〉

(介護給付費等)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogai/fukushika/gyomuannai/3/8/9318.html>

(障害児給付費)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogai/fukushika/gyomuannai/2/1/9319.html>

〈事務担当〉

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ
TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429

〈事務担当〉

金沢市福祉健康局障害福祉課
事業者管理係
TEL:076-220-2018 FAX:076-232-0294